

2025 年 9 月 12 日

株主各位

大阪府大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号

株式会社鶴見製作所

代表取締役社長 辻本 治

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025 年 6 月 9 日付の取締役会決議において、2025 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株につき 2 株の割合で分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2025 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 10 月下旬にお届出住所にお送りいたします。
2. 2025 年 10 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等、口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。